

伊賀市産業振興条例 前回案との新旧対照表

新(今回変更案)	旧(第 2 回会議時)	備考
前文 (略) <u>しかし近年、地域や企業を取り巻く環境は、気象変動等による従来にない自然災害への懸念のほか、国際社会の情勢や経済の動向、さらには感染症等により見通せない状況になっている。</u> こうした中、国の経済政策に頼るだけではなく、<u>市内に多く存在する中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）を市、事業者、市民などがそれぞれの立場で支援し、中小企業者等が営む全ての産業を振興することにより、生産人口の定着を図っていく必要がある。</u> <u>市の将来を見据えた持続可能な発展と、自立し循環する経済の構築を目標に、市、事業者、市民などが協力し、連携しながら、良好な地域環境をつくり、市民の生活安定及び向上につなげるためこの条例を制定する。</u>	(略) こうして発展してきた伊賀市だが、近年、地域や企業を取り巻く環境は先行きが見通せない状況になっている。気象変動等による従来にない自然災害への懸念や感染症、国際社会の情勢や経済の動向などで地域経済が左右されかねない。 こうした中、国の経済政策に頼るだけではなく、自治体として持続可能な発展のためにも地域資源を活かした産業振興により生産人口の流出を阻止することは重要な行政課題となってきた。 伊賀市においては、市内に多く存在する中小企業者及び小規模企業者を事業者、市、市民などがそれぞれの立場で支援し、中小企業者等が営む商業、工業、農林漁業、観光産業、伝統産業など全ての産業を振興することにより、生産人口の定着を図り、持続可能な発展と、地域内で循環する、周辺状況に左右されにくい経済の構築を目標に、市民、事業者、市などが協力し、連携しながら、健全な地域環境をつくり、市民の生活安定及び向上につなげるためこの条例を制定する。	文章の流れを整理して修正 条例の主体を市、事業者、産業関係団体、教育機関等、市民の順に並べ替えたため（以下、主体の順の統一）
(目的) 第 1 条 <u>市</u>の地域経済を支える産業振興についての基本理念や方向性、産業振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築と地域経済の健全な発展、産業基盤の安定と強化を図ることで、市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第 1 条 伊賀市の地域経済を支える産業振興についての基本理念や方向性、産業振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築と地域経済の健全な発展、産業基盤の安定と強化を図ることで、市民生活の安定向上に寄与することを目的とする	「伊賀市」を「市」の表記に統一（以下、「市」表記に統一）
(定義) 第 2 条 (略) <u>(2) 商業者</u> 事業者のうち、商業を営む者をいう。 <u>(3) 工業者</u> 事業者のうち、工業を営む者をいう。	(定義) 第 2 条 (略) (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定める事業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。 (3) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に定める事業者であって、市内に事務所等(個人であって事務所等を置かない場合は住所)を有するものをいう。 (4) 商業者 事業者のうち、商業を営む者をいう。 (5) 工業者 事業者のうち、工業を営む者をいう。	

(4) <u>農林漁業者 事業者のうち、農林漁業を営む者（農地又は林野を所有する者、漁業権を持つ者も含む。）をいう。</u> (5) <u>観光事業者 事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう。</u> (6) <u>伝統的な地場産業者 事業者のうち、伊賀焼や伊賀くみひも、伊賀酒、和菓子など伝統的な技術又は技法等を用いて製造される事業を営む者をいう。</u> (7) <u>産業関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会など市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。</u> (8) <u>中小企業者等 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定める事業者であって、市内に事務所や事業所(以下「事務所等」という。)を有する中小企業者と、同法第 2 条第 5 項に定める事業者であって、市内に事務所等(個人であって事務所等を置かない場合は住所)を有する小規模事業者をいう。</u>	(6) 農林漁業者 事業者のうち、農林漁業を営む者（農地又は山林を所有する者、漁業権を持つ者も含む。）をいう。 (7) 観光事業者 事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう。 (8) 産業関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会など市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。	前回意見による項目追加に伴う定義の追加 中小企業者、小規模企業者をまとめ、比較対象となる大企業者の前に移動
(基本理念及び方針) 第 3 条 産業の振興は、事業者の独自性を活かした創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、<u>市、事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、互いに連携、協力、協働して推進するものとする。</u> 2 産業の振興は、前項の基本理念を遵守し、次の各号に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。 (1) <u>環境や人権、健康や教育、平和などの課題解決を意識し、調和のとれた産業活動の持続可能な発展を促進すること。</u> (2) <u>情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業や新たな技術の創出を促進し、これらを積極的に導入すること。</u> (略) (4) <u>情報通信の技術革新や新産業技術など時代の潮流に対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、さらには地元産業の後継者や担い手としての人材の育成を図ること。</u> (5) <u>市、事業者、産業関係団体、教育機関等が互いに連携、協力、協働して取り組む研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。</u> (6) <u>農地や林野の持つ多面的な機能を理解し、発信し、活用しながら、安全安心な農林産物の生産、普及、流通に努めること。</u> (7) <u>日常生活を支える地域密着型商業の定着及び地域の商業の魅力の向上を図ること。</u> (略)	(基本理念及び方針) 第 3 条 産業の振興は、事業者の独自性を活かした創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、事業者、産業関係団体、教育機関等、市民及び伊賀市がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、互いに連携、協力、協働して推進するものとする。 2 産業の振興は、前項の基本理念を遵守し、次の各号に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。 (1) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること。 (2) 情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業の創出を促進すること。 (略) (4) 情報通信技術・新産業技術など、社会の動きに対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、また地元産業の後継者や担い手としての人材の育成を図ること。 (5) 事業者、産業関係団体、教育機関等及び伊賀市が互いに連携、協力、協働して取り組む研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。 (6) 農地や山林の持つ多面的な機能を理解し、発信し、活用しながら、安全安心な農林産物の生産、普及、流通を図ること。 (7) 日常生活を支える地域密着型商業の定着及び地域の商業の魅力の向上し、後継者の育成を図ること。 (略)	主体の順を統一 S D G s の目標の主なものを列記 文章修正 文章修正 主体の順を統一 文章修正 文章修正

(9) <u>伝統的な地場産業</u>においては、新たな需要及び価値を生み出すことで、更なる振興を図ること。 (10) 中小企業者等<u>を取り巻く環境</u>に応じた産業振興を図ること。	(9) 地域に密着した伝統的な地場産業においては、新たな需要及び価値を生み出すことで、更なる振興を図ること。 (10) 中小企業者等の経営の状況に応じた産業振興を図ること。	文章修正 文章修正
(市の責務) 第4条 市は、<u>前条</u>に規定する基本理念及び方針に基づき、必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 市は、前項の規定する施策の実施に当たり、国、県、<u>その他の自治体</u>との連携並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民との協働に努めるものとする。 3 市は、中小企業者等の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。 4 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の増大に努めるものとする。 5 市は、<u>災害時における事業継続に資する取組</u>を支援するものとする。 6 市は、<u>産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</u>	(伊賀市の責務) 第13条 伊賀市は、第3条に規定する基本理念及び方針に基づき、必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 伊賀市は、前項の規定する施策の実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民との協働に努めるものとする。 3 伊賀市は、中小企業者等の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。 4 伊賀市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の増大に努めるものとする。 5 伊賀市は、事業者が災害等に備えて実施する計画等の取組を支援するものとする。	主体の順を統一、「市」表記に統一 文章修正 「市」表記に統一 「市」表記に統一 「市」表記に統一 「市」表記に統一、文章修正 項目追加
(事業者の役割) 第5条 (略) 2 事業者は、その実施する事業において脱炭素など環境に配慮するとともに、地域社会と共存共栄し、持続可能な発展をめざすものとする。 (略) 5 事業者は、市、産業関係団体ならびに教育機関等と連携、協力、協働して<u>研究開発に取り組み、競争力の強化を図るものとする。</u> 6 事業者は、自らの<u>事業活動を通じて、まちづくりや地域貢献</u>に努めるものとする。 7 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者に発注するよう努めるものとする。 8 事業者は、市の行う産業振興施策及び事業活動に積極的に協力するものとする。	(事業者の役割) 第5条 (略) 2 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者に発注するよう努めるものとする。 5 事業者は、自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの関与及び地域貢献に努めるものとする。 6 事業者は、伊賀市の行う産業施策及び事業活動に積極的に協力するものとする。 7 事業者は、その実施する事業において脱炭素など環境に配慮するとともに、地域社会と共存共栄し、持続可能な発展をめざすものとする。	前回の意見により項目追加 項番号変更、文章修正 項番号変更 項番号変更
(工業者の役割) 第7条 工業者は、専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、<u>技術力の向上を図り、競争力の強化</u>に努めるものとする。	(工業者の役割) 第7条 工業者は、専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、教育機関等と連携し、協働により技術力の向上を図り、競争力の強化に努めるものとする。	文章修正

（農林漁業者の役割） 第8条 農林漁業者は、安全で安心な農作物等を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。 2 農林漁業者は、それぞれの事業が、環境保全、地域の景観、水源かん養、防災機能など多面的な役割を担っていることを認識し、適正な維持に努めるものとする。	（農林漁業者の役割） 第8条 農林業者は、安全で安心な農作物等を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。 2 農林漁業者は、それぞれの事業が、環境保全、地域の景観、水源涵養、防災機能など多面的な役割を担っていることを認識し、適正な維持に努めるものとする。	文章修正
（観光事業者の役割） 第9条 観光事業者は、<u>市及び産業関係団体と連携・協働しながら、地域資源を積極的に活用し、市の独自性を高めるとともに、広域的な連携を図り、魅力ある情報を国内外に積極的に発信するなど観光客を誘致することで、観光に伴う消費及び交流により地域産業の振興に努めるものとする。</u>	（観光事業者の役割） 第9条 観光事業者は、地域資源を積極的に活用し、伊賀市の独自性を高めるとともに、市外の地域との広域的な連携を強化し、魅力ある情報を国内外に積極的に発信するなど観光客の誘致に取り組み、観光に伴う消費及び交流により地域産業の振興に努めるものとする。	文章修正
（伝統的な地場産業者の役割） 第10条 <u>伝統的な地場産業者は、自らの事業が文化的な側面をもつことを認識し、その伝統文化や価値観、専門的な技術、知識等の継承に努めるものとする。</u> 2 <u>伝統的な地場産業者は、新たな商品またはサービスの開発や新たな技術の導入等に努めるものとする。</u>		前回意見による項目追加
（大企業者の役割） 第11条 <u>大企業者は、中小企業者等が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを理解し、発注機会の拡大に努めるとともに、市及び産業関係団体等が行う産業振興に連携・協力するものとする。</u>	（大企業者の役割） 第10条 市内の大企業者は、中小企業者等との共存共栄を図るものとする。	条番号変更 前回意見による文章修正
（産業関係団体の役割） 第12条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動<u>並びに</u>創業を支援するものとする。 （略） 3 <u>産業関係団体は、地域産業の振興に資する人材の確保及び育成に努めるものとする。</u> 4 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、<u>市</u>が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。 5 産業関係団体は、<u>設立の趣旨や役割</u>を十分に認識しこれを果たすものとする。 6 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。	（産業関係団体の役割） 第11条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動及び創業を支援するものとする。 （略） 3 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、伊賀市が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。 4 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。 5 産業関係団体は、設立及び存在の意義及び役割を十分に認識しこれを果たすものとする。	条番号変更、文章修正 前回意見による項目追加 項番号変更 項番号変更、文章修正 項番号変更

（教育機関等の役割） 第 <u>13</u> 条 教育機関等は、事業者及び産業関係団体並びに伊賀市と連携し、協働して、<u>地域産業を支える人材や各種技能を有する人材を育成し輩出するものとする。</u> 2 教育機関等は、<u>研究成果等について積極的に発信するとともに、多様な主体と連携し、産業の振興に資する事業の推進に努めるものとする。</u>	（教育機関等の役割） 第 12 条 教育機関等は、事業者及び産業関係団体並びに伊賀市と連携し、協働して、産業の担い手をはじめ、各種技能を有する人材の育成とともに、産業の振興に資する事業を積極的に進めるよう努めるものとする。 2 教育機関等は、人材、研究成果、事業等について積極的に発信するとともに、地域貢献に努めるものとする。	条番号変更、文章修正 文章修正
（市民の役割） 第 <u>14</u> 条 市民は、<u>市や事業者、産業関係団体、教育機関等が行う事業に協力するよう努めるものとする。</u> 2 市民は、<u>地域に愛着と誇りを持ち、地産地消などに努めるものとする。</u>	（市民の役割） 第 4 条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、地産地消などに配慮するものとする。	文章修正 文章修正
（広域的な連携） 第 <u>15</u> 条 <u>市</u>及び事業者は、この条例の目的を達成するため、定住自立圏を構成する隣接地域をはじめ、近接する地域と連携協力するものとする。	（広域的な連携） 第 14 条 伊賀市及び事業者は、この条例の目的を達成するため、定住自立圏を締結する隣接地域をはじめ、近接する地域と連携協力するものとする。	条番号変更、文章修正
（会議の開催） 第 <u>16</u> 条 <u>市</u>は、産業振興施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。 2 <u>市</u>は、産業振興施策の実施状況を公表するものとする。	（会議の開催） 第 15 条 伊賀市は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。 2 伊賀市は、産業施策の実施状況を公表するものとする。	条番号変更、「市」表記に統一 「市」表記に統一
（委任） 第 <u>17</u> 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	（委任） 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	条番号変更